

監査公表第11号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年11月18日

新城市監査委員 原 義弘

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
教育部（小中学校）
千郷中学校 作手中学校
新城小学校 舟着小学校 鳳来寺小学校 作手小学校

第3 監査に当たった監査委員
原 義弘、澤田恵子（ただし令和3年11月12日まで）

第4 監査の期間
令和3年8月27日～令和3年11月18日

第5 監査の方法
監査実施計画に基づき上記部局に係る令和3年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。その際、措置した状況はできるだけ具体的に数値等を用いて示されたい。

【千郷中学校】【作手中学校】

【新城小学校】【舟着小学校】【鳳来寺小学校】【作手小学校】

意見

- 1 施設がかなり老朽化している学校がある、教育総務課と連携の上、計画的な施設の修繕についてしっかりと検討されたい。
- 2 学校評議員会について、今年度についてはコロナウィルス感染拡大のため未開催の学校が多かったが、評議員会で述べられる意見は評議員の意見だけでなく、広く地区の方の意見が集約されるよう引続き仕組みを検討されたい。